

徳島市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成25年4月1日

徳島市監査委員	橋本省二
同	工藤誠介
同	岡南均
同	土井昭一

行政監査結果報告書

「各種団体への負担金の支出事務について」

徳島市監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ及び目的	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象及び範囲	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の方法	2
第 7	監査の結果	2
1	団体に対する負担金の概要について（平成23年度）	2
	部局別件数及び支出金額	2
	支出金額別件数及び支出金額	3
	継続年数別件数及び支出金額	3
	団体の構成範囲及び本市の関与状況	4
2	負担金支出の必要性について	4
	負担金の支出目的	4
	団体の活動への参加状況	5
	負担金支出の成果の確認状況	5
	負担金支出の行政効果	6
	退会の検討状況等	6
3	負担金額の妥当性について	7
	負担金支出の根拠	7
	負担金額の算出方法	7
	団体の財務状況の把握	8
	団体の繰越金の状況	8
	負担金額の見直し状況	9
第 8	意見（むすび）	10

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政事務が法令の定めるところに従い適正に行われているか、また正確性、効率性及び有効性の確保がなされているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

「各種団体への負担金の支出事務について」

2 監査の目的

負担金として支出しているものには、法令等に基づいて支出が義務付けられているもののほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体に対する負担金がある。

この任意で加入している団体に対する負担金は、主に団体の規約、会則等に基づき長年継続して支出しているものが多数見受けられるが、負担金の支出については本市の施策に有効、有益なものであるかについて、検証することが必要である。

そこで、本市が任意で加入している団体に対する負担金の支出について、その目的、根拠及び負担金額など実態把握を行い、今後の適正な行財政運営に資するものとする。

第3 監査の期間

平成24年10月26日から平成25年3月26日まで

第4 監査の対象及び範囲

1 対象事務

平成23年度に支出した負担金のうち、法令等に基づく負担金、研修会等参加負担金、県工事負担金、一部事務組合負担金（広域）等を除き、毎年度継続的に支出している加入団体に対する負担金（分担金、会費等を含む。）を対象とする。

ただし、平成24年度に退会・廃止されたものは対象外とする。

2 対象部局

徳島市の全部局（公営企業会計を含む。）

第5 監査の着眼点

1 負担金支出の必要性について

負担金支出（団体への加入）の目的は明確か。

団体の活動に積極的に参加しているか。

負担金支出の効果、必要性の検証は行われているか。

2 負担金額の妥当性について

規約、会則等支出の根拠となるものがあるか。

負担金額の算定方法は明確になっているか。

団体の財務状況の把握に努めているか。

団体の繰越金等が多額となっており、負担金額の見直しについて検討すべきものはないか。

第6 監査の方法

あらかじめ設定した着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査票）及び関係書類の提出を各課に求めた。さらに、必要に応じて職員から説明を聴取した。

第7 監査の結果

1 団体に対する負担金の概要について（平成23年度）

部局別件数及び支出金額

各種団体に対する負担金の部局別件数及び支出金額は、次表のとおりである。

（単位：件、円）

部局名	件数	支出金額
企画政策局	6	222,600
総務部	8	2,598,045
財政部	9	7,673,931
市民環境部	15	2,615,863
保健福祉部	11	2,014,503
経済部	27	28,094,149
都市整備部	33	4,411,749
土木部	22	1,724,430
消防局	12	13,413,448
教育委員会	35	1,404,397
選挙管理委員会	4	206,440
公平委員会	1	58,000
監査委員	2	66,000
農業委員会	2	433,000
議会事務局	10	1,788,800
水道局	10	1,324,214
交通局	13	1,599,500
病院局	23	1,761,940
合計	243	71,411,009

団体に対する負担金の総合計は243件、7,141万1,009円であり、支出金額の件数が最も多いものは教育委員会の35件であり、次いで都市整備部の33件、経済部の27件となっている。

また、支出金額が最も多いものは、経済部の2,809万4,149円であり、次いで消防局の1,341万3,448円、財政部の767万3,931円となっている。

支出金額別件数及び支出金額

負担金の1件当たりの支出金額別件数及び支出金額の状況は、次表のとおりである。

(単位: 件、%、円)

1件当たりの金額	件数	構成比率	支出金額	構成比率
1万円未満	44	18.1	204,490	0.3
1万円以上 5万円未満	88	36.2	2,340,592	3.3
5万円以上 10万円未満	37	15.2	2,222,134	3.1
10万円以上 20万円未満	26	10.7	3,531,646	4.9
20万円以上 50万円未満	25	10.3	7,649,731	10.7
50万円以上 100万円未満	13	5.4	8,404,030	11.8
100万円以上 500万円未満	7	2.9	12,554,976	17.6
500万円以上 1,000万円未満	1	0.4	7,300,000	10.2
1,000万円以上	2	0.8	27,203,410	38.1
合 計	243	100.0	71,411,009	100.0

上記区分のうち、件数が最も多いものは「1万円以上5万円未満」の88件(36.2%)であり、次いで「1万円未満」の44件(18.1%)となっている。

また、「1,000万円以上」の負担金も2件(0.8%)あり、最も支出金額が多かったものは1,555万5,410円であった。

継続年数別件数及び支出金額

負担金の継続年数別件数及び支出金額の状況は、次表のとおりである。

(単位: 件、%、円)

継続年数	件数	構成比率	支出金額	構成比率
5年未満	10	4.1	11,370,931	15.9
5年以上 10年未満	6	2.5	17,976,455	25.2
10年以上 15年未満	8	3.3	12,872,000	18.0
15年以上 20年未満	17	7.0	2,944,000	4.1
20年以上 25年未満	16	6.6	2,130,100	3.0
25年以上 30年未満	13	5.3	1,699,855	2.4
30年以上	52	21.4	10,521,863	14.7
不 明	121	49.8	11,895,805	16.7
合 計	243	100.0	71,411,009	100.0

負担金の継続年数別で、件数が最も多いものは「30年以上」の52件(21.4%)であり、次いで「15年以上 20年未満」の17件(7.0%)、「20年以上 25年未満」の16件(6.6%)となっている。また、「不明」なものが121件(49.8%)となっている。

団体の構成範囲及び本市の関与状況

団体の構成範囲及び本市の関与状況は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件 数		構成比率
	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの	
全国	78	(18)	32.1
中国・四国等	11	(4)	4.5
四国	12	(1)	4.9
県内	118	(20)	48.6
市内	22	(6)	9.1
その他	2	(1)	0.8
合 計	243	(27)	100.0

「本市が事務局を務めるもの」とは、本市職員が団体の事務を行っているもの、「職員が団体の役員であるもの」は、市長、議長、職員等が団体の役員に就任しているもの。(内数)

「県内」を構成範囲とする団体が118件(48.6%)、次いで「全国」を構成範囲とする団体が78件(32.1%)となっている。

また、本市が事務局を務める団体は27件であり、「県内」「市内」「四国」を構成範囲とする団体にみられた。

職員の団体の役員への就任状況では、全体のうち104件(42.8%)で市長等が何らかの役員に就任している。特に「県内」を構成範囲とする団体では、118件のうち66件(55.9%)で、市長等が団体の会長、副会長等に就任している。

2 負担金支出の必要性について

負担金の支出目的

負担金の支出目的別件数は、次表のとおりである。なお、支出目的については、主なもの2項目までの複数の回答を可能とした。

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
市施策の振興	37	15.2
所管行政の普及・促進	103	42.4
調査・研究	49	20.2
他の自治体との連携	80	32.9
業務に役立つ情報収集等	105	43.2
職員の資質の向上	30	12.3
その他	24	9.9

比率は、負担金総件数(243件)を分母として算出している。

負担金の支出目的で最も件数の多いものは、「業務に役立つ情報収集等」の105件（43.2%）、次いで「所管行政の普及・促進」の103件（42.4%）、「他の自治体との連携」の80件（32.9%）となっている。また、「その他」が24件（9.9%）となっており、教育の振興、通信費用の削減などが支出目的として回答されている。

団体の活動への参加状況

平成23年度の団体の会議等への本市の参加状況は、次表のとおりである。

（単位：件、%）

区 分	件数	構成比率
参加している	163	67.1
参加していない	76	31.3
その他(会議なし等)	4	1.6
合 計	243	100.0

会議等は、総会、役員会、研修会、会議を対象としている。

団体の会議等に「参加している」ものは163件（67.1%）で、「参加していない」ものは76件（31.3%）となっている。

なお、「参加していない」「その他」の多くは、会報、資料等による情報提供などが行われている。

負担金支出の成果の確認状況

負担金支出の成果の確認状況は、次表のとおりである。

（単位：件、%）

区 分	件数	構成比率
毎年実施している	52	21.4
毎年ではないが実施したことがある	16	6.6
特に実施していない	175	72.0
合 計	243	100.0

負担金支出の成果の確認について、「毎年実施している」「毎年ではないが実施したことがある」が合わせて68件（28.0%）となっている。また、「特に実施していない」が175件（72.0%）となっている。

負担金支出の行政効果

負担金支出の行政効果は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
非常に効果があった	39	16.1
効果があった	114	46.9
あまり効果がなかった	1	0.4
効果がなかった	1	0.4
効果の有無の検証はしていない	88	36.2
合 計	243	100.0

前記(3)の成果の確認の有無に関わらず、全負担金を対象としている。

負担金支出の行政効果について、「効果があった」が114件(46.9%)で最も多く、次いで「非常に効果があった」が39件(16.1%)、「あまり効果がなかった」「効果がなかった」が合わせて2件(0.8%)となっている。具体的な効果としては、情報収集、他の自治体等との連携、所管事務の推進などが回答されている。

なお、「効果の有無の検証はしていない」が88件(36.2%)であった。

退会の検討状況等

団体からの退会についての検討状況は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
退会の検討をしたことはある	8	3.3
退会の検討をしたことはない	235	96.7
合 計	243	100.0

「退会の検討をしたことはある」が8件(3.3%)で、「退会の検討をしたことはない」が235件(96.7%)となっている。

また、退会できない理由について調査したところ、情報収集、自治体間の連携・情報交換などの支出目的に沿った必要性を掲げるものが多かったが、一部に「退会する積極的な理由はない」との回答があった。

3 負担金額の妥当性について

負担金支出の根拠

負担金の支出の根拠は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
定款	35	14.4
規約・会則	173	71.2
その他	18	7.4
特に根拠なし	10	4.1
不明	7	2.9
合 計	243	100.0

負担金の支出の根拠については、「定款」「規約・会則」「その他」に規定されているものが、合わせて226件(93.0%)となっている。「その他」は寄附行為、会員規程等である。

また、「特に根拠なし」のものが10件(4.1%)、「不明」のものが7件(2.9%)となっている。なお、「不明」は、団体の規約・会則等を担当課が保管していないことなどによるものである。

負担金額の算出方法

負担金額の算出方法は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
人口規模に応じた額	24	9.9
人口割 + 均等割	17	7.0
均等割	4	1.7
口数による	19	7.8
一律年会費	46	18.9
団体が指定する額	78	32.1
その他	54	22.2
不明	1	0.4
合 計	243	100.0

負担金額の算出方法で、最も多いものは「団体が指定する額」の78件(32.1%)、次いで「一律年会費」が46件(18.9%)となっている。なお、「その他」は事業割、面積割、施設規模などにより算出されているものが多数であるが、一部に関係自治体との協議により負担金額が決定されているものもある。

団体の財務状況の把握

団体の財務状況の把握方法は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
総会等の決算資料で確認している	184	75.7
会報等の送付資料で確認している	10	4.1
ホームページ上の資料で確認している	30	12.4
上記以外で確認している	3	1.2
確認していない	16	6.6
合 計	243	100.0

財務状況の把握方法で最も多いものは「総会等の決算資料」の184件(75.7%)、次いで「ホームページ上の資料」の30件(12.4%)となっている。「上記以外で確認している」ものの把握方法は、口頭での報告、実績報告書などとなっている。なお、「確認していない」ものは16件(6.6%)となっており、送付資料・ホームページ等で決算等が公表されていないなどの理由であった。

団体の繰越金の状況

団体の繰越金の状況は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
翌年度への繰越額が負担金収入の総額を超えるもの	74	33.3
うち翌年度への繰越額が負担金収入の総額の2倍を超えるもの	35	15.8
翌年度への繰越額が支出総額を超えるもの	50	22.5

調査票の決算状況(平成23年度)により区分している。

比率は、決算を担当課が把握している負担金(222件)を分母として算出している。

団体の平成23年度の決算において、翌年度への繰越額が単年度の負担金収入の総額を超えるものが74件(33.3%)であり、このうち負担金収入の総額の2倍を超えるものが35件(15.8%)となっている。

また、翌年度への繰越額が単年度の支出総額を超えるものが50件(22.5%)となっている。

負担金額の見直し状況

負担金額の見直し状況は、次表のとおりである。

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比率
平成21年度から平成23年度に見直したもの	29	12.0
見直し予定のもの	5	2.1
検討中のもの	3	1.2
検討予定のもの	2	0.8
退会予定のもの	3	1.2
解散予定のもの	1	0.4
見直し予定がないもの	200	82.3
合 計	243	100.0

負担金額について、「平成21年度から平成23年度に見直したもの」は29件(12.0%)、「見直し予定のもの」は5件(2.1%)、「検討中のもの」3件(1.2%)、「検討予定のもの」2件(0.8%)などとなっている。また、「見直し予定がないもの」は200件(82.3%)であり、このうち平成21年度から平成23年度の3年間の負担金額が同額であるものが130件となっている。

なお、「平成21年度から平成23年度に見直したもの」29件のうち、負担金額を減額したものは21件であった。

第8 監査意見（むすび）

負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出するもので、法令等に基づいて支出が義務付けられているもののほか、地方公共団体が任意に加入している団体に対する負担金がある。

今回の行政監査は、本市が任意に加入している団体に対する負担金の支出について、主に支出の有益性及び有効性の観点から実施したところ、一部において検討を要するものが見受けられた。今後は以下の事項に留意され、適正な事務執行に一層努められたい。

1 負担金支出の必要性について

負担金支出の目的について

負担金支出（団体への加入）の目的を明確にすることは、支出の大前提である。そこで、負担金支出の目的を確認したところ、「業務に役立つ情報収集等」「所管行政の普及・促進」「他の自治体との連携」などが回答され、各担当課で目的は明確となっていた。

しかし、負担金の支出が20年以上継続しているものが全体の3割以上もあり、これらについては、支出開始から長期間が経過する間において社会情勢も大きく変化し、支出の目的や意義が希薄になっているケースも考えられる。現在の市の施策等に照らし負担金支出の目的が適当であるか、常に検証するよう努められたい。

また、一部の負担金では、支出の目的が「業務に役立つ情報収集等」のみというものが見受けられた。このうち情報収集のための活用のみを目的とするような負担金については、提供されている情報が事務事業にとって不可欠なものであるか、また、書籍の購入やインターネットの活用等、より経済的な方法での情報収集ができないかなどの視点から、その必要性を検討されたい。

団体の活動への参加について

団体の活動に参加することは、負担金支出の効果を高める観点から重要である。そこで、団体の活動への本市の参加状況を確認したところ、開催された会議・研修会等に参加していないものが、全体の約3割を占めている。この中には一部に団体事業への協力などが見られるものの、その多くは機関誌、資料等による情報収集など団体からの給付を受け身的に捉えており、団体の活動への積極的な参加が確認できない状況であった。団体の活動への参加に、旅費や参加費などの経費が別途発生するものや、負担金が単に団体の事業運営に対する財政負担であるものなど、負担金により状況は異なるが、支出目的達成のために必要と認められる活動には、積極的に参加するよう努められたい。なお、団体の活動への参加のない状況が長年続いている負担金、今後においても参加の見込みのない負担金については、退会をも含めた検討が必要である。

負担金支出の成果について

負担金は、任意の団体に対して公費を支出するものであるから、団体の事業が現在実施すべきものであるか、本市の施策の実現に貢献しているか、市が何らかの利益を受けているか、運営が効率的になされているかなどの視点から、負担金支出の成果を

確認しなければならない。しかし、その成果について確認がなされていない負担金が全体の7割以上あり、担当課において自己点検が行われていない状況であった。また、ほとんどの負担金で退会の検討の実績もなかった。本市では支出の成果を定期的に検証するシステムもなく、特別に理由のない限り継続支出が前提となっているのではないかとと思われる。負担金支出について、毎年度支出の成果を確認し、その結果、行政効果が薄いと客観的に判断されるものについても、前項同様退会をも含めた検討をされたい。

2 団体に対する負担金額の妥当性について

支出の根拠及び算出方法について

負担金の支出の根拠及び算出方法については、ほとんどの負担金で団体の規約等で規定されていたが、一部に団体の規約等を担当課が保管しておらず支出根拠が不明なもの、負担金額の算出方法の確認がなされておらず団体からの請求書のみにより支出しているものが見受けられた。支出に当たっては、規約等の支出根拠・算出方法を明確に示すとともに、規定された算出方法により本市が負担すべき額が正しく算定されているかなど十分確認するよう徹底されたい。

団体の財務状況の把握について

負担金は、団体の目的とする事業実施のために必要な経費を公費から負担するものであるから、その活動内容に見合った金額とすべきである。そのためには、常に団体の財務状況、活動状況を予算、決算、事業報告書等により把握しておかなければならない。そこで、団体の財務状況等の把握について担当課に確認したところ、一部に把握していない負担金が見受けられた。財務状況等は、負担金の使途、負担金水準の妥当性の検証にあたり重要な情報であるため、毎年度把握するよう努められたい。

負担金額の見直しについて

負担金額の見直しについては、平成21年度から平成23年度までに、団体による見直しにより負担金額を減額したもの、本市による加人口数の減、予算の削減など自主的に負担金額を減額したものもあるが、全体の8割以上において見直しの予定がない状況であった。負担金額については、規約等で定める明確な基準により算出されている団体がほとんどであるが、これらは一度設定されると長期間固定化される傾向が強く、財務状況や事業内容等を分析した上での負担金額の妥当性の検証が必要である。

そこで、団体の財務状況を確認したところ、決算において翌年度への繰越額が負担金収入の総額を相当上回っている団体や、翌年度への繰越額が単年度の支出総額を超える団体が見受けられ、負担金額が妥当であるか疑問を持たざるを得ないものがあった。団体の繰越金や活動状況等を精査し、負担金額の減額、精算、一時徴収停止など、団体へ負担金の取扱いの変更を要望することも必要である。

特に、本市が事務局を務める団体や職員が役員に就く団体は、本市の意思が反映しやすい環境にあると考えられることから、団体の事業内容の検証等と合わせて、負担金額の減額等に先導的に取り組まれたい。

また、団体へは各担当課において加入しているが、同一団体に複数の課が負担金をそれぞれ支出しているものが見受けられた。市の施設、事業所単位などで加入が必要なものもあるが、重複支出にならないように団体に確認するとともに、関係課と調整を行い、一括加入により負担金を減額できないか検討されたい。

今回の監査において、ほとんどの負担金は、情報収集、所管行政の普及促進、他の自治体との連携などを目的とし、規約等に明確に規定された算出方法に基づき支出されていた。しかしながら、特に支出の必要性や負担金額の妥当性を検証することもなく、事務的に毎年度支出していると思われる負担金も見受けられた。

今後においては、団体の活動への参加状況や行政効果を検証した上での団体への加入自体の見直し、あるいは算定方法や団体の財務状況等に応じた負担金額の見直し（減額）の余地がないかなど、負担金支出について各部局での自己点検を確実に実行されたい。併せて、支出の効果を高めるため、全庁横断的かつ客観的に負担金支出を検証するシステムの構築などについても、検討されたい。

地方財政が極めて厳しい状況にある中、本市では、事務事業の見直しや限られた財源のより効率的、効果的な予算の執行に努めているところであるが、負担金の支出においても、事務事業に対する必要性、費用対効果の検証を行い、一層の適正化、効率化に取り組まれるよう望むものである。